

その他参考資料

- 1 入浴料金審議会関係法令 p1~3
- 2 大阪府入浴料金審議会 開催履歴 p4
- 3 全国の公衆浴場入浴料金統制額 p5
- 4 令和5年度 大阪府公衆浴場入浴料金審議会 答申 p6
- 5 大阪府内賃金改定状況 p9
- 6 近年のA重油、ガス、電気料金の推移 p10
- 7 大阪市消費者物価指数 p11、12
- 8 大阪府域公衆浴場業助成状況調査結果 p13

【入浴料金審議会 関係法令・条例】

○物価統制令（昭和21年3月3日勅令第118号）

第4条 主務大臣物価力著シク昂騰シ又ハ昂騰スル虞アル場合ニ於テ他ノ措置ニ依リテハ価格等ノ安定ヲ確保スルコト困難ト認ムルトキハ第7条ニ規定スル場合ヲ除クノ外政令ノ定ムル所ニ依リ当該価格等ニ付其ノ統制額ヲ指定スルコトヲ得

○物価統制令施行令（昭和27年7月31日政令第319号）

（都道府県が処理する事務等）

第11条 次に掲げる主務大臣の職権に属する事務は、主務大臣において都道府県知事が処分する旨を定めた価格等については、都道府県知事が行う。

1 令第3条第1項但書の規定による許可

2 令第8条ノ2但書の規定による別段の定及ひ許可

2 前項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

3 第1項の場合においては、令及びこの政令中同項に規定する事務に係る主務大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

4 第1項各号に掲げる主務大臣の職権及び令第4条の規定による指定は、主務大臣において地方行政機関の長が処分する旨を定めた価格等については、地方行政機関の長が行う。

○公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令

（昭和32年9月12日厚生省令第38号）

物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条及び物価統制令施行令（昭

和27年政令第319号）第11条の規定に基き、並びに物価統制令を実施するため、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令を次のように定める。

（公衆浴場入浴料金）

第1条 公衆浴場入浴料金は、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされている統制額の指定をすることができる価格等とする。

2 前項の公衆浴場入浴料金の区分は、次のとおりとする。

一 12才以上の者についての入浴料金

二 6才以上12才未満の者1人についての入浴料金

三 6才未満の者1人についての入浴料金

（都道府県知事による統制額の指定）

第2条 都道府県知事は、物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）附則第4項の規定に基づき、前条第1項に規定する公衆浴場入浴料金につき、その統制額を指定するものとする。この場合においては、前条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する公衆浴場入浴料金の区分として、年齢その他必要な事情を考慮して、入浴者の洗髪についての料金の区分を設けることができる。

（昭和30年3月厚生省告示第58号の廃止）

第3条 昭和30年3月厚生省告示第58号は、廃止する。

（施行期日）

第1条 この省令は、平成12年4月1日から施行する。

○大阪府附属機関条例

昭和二十七年十二月二十二日
大阪府条例第三十九号

(設置)

第二条 執行機関の附属機関として、別表第一に掲げる附属機関を置く。
2 前項に定めるもののほか、公の施設の指定管理者の指定について審査させ、及びその業務の実施状況等に関する評価について調査審議させるため、別表第二の上欄に掲げる執行機関の附属機関として、同表の中欄に掲げる公の施設についてそれぞれ一の指定管理者選定委員会及び指定管理者評価委員会を置き、その名称は、同表の下欄に定める名称を冠するものとする。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、府が設置する執行機関の附属機関の組織、委員等の報酬及び費用弁償の額その他附属機関に関し必要な事項は、当該執行機関が定める。

別表第一(第二条関係)

一 知事の附属機関

名称	担任する事務
大阪府公衆浴場入浴料金審議会	公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和三十二年厚生省令第三十八号)第二条の規定による公衆浴場入浴料金の統制額の指定についての調査審議に関する事務

○大阪府公衆浴場入浴料金審議会規則

昭和四十八年五月七日
大阪府規則第六十三号

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)第六条の規定に基づき、大阪府公衆浴場入浴料金審議会(以下「審議会」という。)の組織、委員の報酬及び費用弁償の額その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験のある者
- 二 公衆浴場営業者の意見を代表する者
- 三 利用者又は消費者の意見を代表する者
- 四 市町村長
- 五 関係行政機関の職員

3 委員(前項第四号及び第五号に掲げる者のうちから任命された委員を除く。)の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第三条 審議会に会長を置き、学識経験のある者につき任命された委員のうちから、委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、委員の四分の一以上が審議すべき事項を示して審議会の会議の招集を請求したときは、これを招集しなければならない。

3 審議会は、委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができな

い。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬)

第五条 委員の報酬の額は、日額九千八百円とする。

(費用弁償)

第六条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、健康医療部において行う。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則(平成二八年規則第八二号)

この規則は、公布の日から施行する。

入浴料金審議会開催履歴

改定年月日 (実施)	大人 円	中人 円	小人 円	所要改定率 (A) %	実質改定率 (B) %	差 % (A) - (B)	大人換算 差額 円	ピーク 階層幅	個人経営 調査浴場幅	平均 入浴人員	標準浴場の条件		資本報酬 (%)	公定歩合 (%)	備考
											参考				
49.2.1	60	25	10	109.81	108.333	1.477	0.88	-	-	-	-	-	-	-	暫定改定
49.5.10	75	30	15	125.643	125.427	0.216	0.14	301~350	201~450	342	-	-	10%	9.00	
50.5.21	90	40	20	120.792	121.803	1.011	0.22	251~300		309	-	-		8.50	
51.5.21	110	45	25	123.476	121.803	1.673	1.65	"		151~400	280	-		-	6.50
52.5.20	130	45	30	119.840	117.366	2.474	2.97	"	276		-	-	8%	5.00	
53.5.14	140	50	30	109.091	107.553	1.538	2.17	"	258		-	-		3.50	大人券 7月-9月 (2円割引)
54.5.21	155	60	35	113.774	111.334	2.440	3.17	201~250	250		-	-	4.25	大人券 10枚 1,800円	
55.2.15	165	60	35	109.177	105.904	3.273	5.54	-	-		-	-	-	6.25	大人券 10枚 1,590円 暫定改定
55.7.10	180	75	40	112.798	109.974	2.284	4.15	"	151~400	238	個人・上水道・重油・青色申告	※ 実使用料から千五百円減	8%	9.00	大人券 10枚 1,700円
56.6.10	190	90	50	108.665	106.996	1.669	3.29	151~200		221				6.25	大人券 10枚 1,800円・中人券 10枚 850円・小人券 10枚 450円
57.6.18	200	100	50	107.504	105.365	2.139	4.15	"		219				5.50	大人券 10枚 2,000円・中人券 10枚 950円・小人券 10枚 450円
58.6.24	据置き			106.17	100.00	6.170	13.71	"		210					大人券 10枚 1,900円・中人券 10枚 950円・小人券 10枚 450円
59.6.21	220	110	50	110.920	109.591	1.329	2.95	"		207				5.00	大人券 10枚 2,000円・中人券 10枚 1,000円・小人券 10枚 450円
60.6.28	据置き			103.384	100.00	3.384	8.34	"		207					"
61.9.6	据置き			106.13	100.00	6.13	14.93	"		207				"	
62.7.17	230	110	50	105.013	104.300	0.713	1.65	"		207				2.50	大人券 10枚 2,100円・中人券 10枚 1,000円・小人券 10枚 450円 入浴料金算定一部改定
63.8.12	据置き			104.45	100.00	4.45	10.79	"		204					"
H元.7.26	240	120	60	109.685	104.763	4.949	12.02	"		202				3.25	大人券 10枚 2,200円・中人券 10枚 1,100円・小人券 10枚 550円
2.8.3	250	120	60	110.415	103.930	6.485	16.49	"		198				5.25	大人券 10枚 2,300円・中人券 10枚 1,100円・小人券 10枚 550円
3.10.1	270	120	60	113.02	107.58	5.44	14.37	101~150		195				5.50	大人券 10枚 2,500円・中人券 10枚 1,100円・小人券 10枚 550円
4.9.10	280	120	60	111.66	103.52	8.14	23.13	151~200		197				3.25	大人券 10枚 2,800円・中人券 10枚 1,100円・小人券 10枚 550円
5.8.15	290	120	60	111.89	103.40	8.49	24.96	"		197				2.50	大人券 10枚 2,650円・中人券 10枚 1,100円・小人券 10枚 550円
7.1.23	300	120	60	111.07	103.29	7.78	23.66	101~150		195				1.75	大人券 10枚 2,750円・中人券 10枚 1,100円・小人券 10枚 550円
7.10.1	310	130	60	110.00	103.46	6.54	20.53	"		193				1.00	大人券 10枚 2,850円・中人券 10枚 1,200円・小人券 10枚 550円
8.9.1	320	130	60	108.19	103.08	5.11	16.62	"		189				0.50	大人券 10枚 2,950円・中人券 10枚 1,200円・小人券 10枚 550円
9.9.20	335	130	60	109.44	104.48	4.96	16.63	"		182					大人券 10枚 3,100円・中人券 10枚 1,200円・小人券 10枚 550円
10.11.15	340	130	60	108.69	101.43	7.26	25.41	"		173					大人券 10枚 3,150円・中人券 10枚 1,200円・小人券 10枚 550円
11.10.8	350	130	60	111.69	102.81	8.88	31.55	"		159					大人券 10枚 3,200円・中人券 10枚 1,200円・小人券 10枚 550円
12.10.20	360	130	60	112.37	102.74	9.63	35.19	"	155	大人券 10枚 3,300円・中人券 10枚 1,200円・小人券 10枚 550円					
13.8.22	審議会を開催し、入浴料金の据置きを確認する。								"	147					大人券 10枚 3,300円・中人券 10枚 1,200円・小人券 10枚 550円
14.9.4	審議会を開催し、入浴料金の据置きを確認する。								51~100	137					大人券 10枚 3,300円・中人券 10枚 1,200円・小人券 10枚 550円
15.9.10	審議会を開催し、入浴料金の据置きを確認する。								"	132					大人券 10枚 3,300円・中人券 10枚 1,200円・小人券 10枚 550円
16.12.7	審議会を開催し、入浴料金の据置きを確認する。								"	126					大人券 10枚 3,300円・中人券 10枚 1,200円・小人券 10枚 550円
17.10.21	390	130	60	125.79	107.99	17.80	66.79	"	101~400	122	※2	※	6%	0.10	大人券 10枚 3,600円・中人券 10枚 1,200円・小人券 10枚 550円
18年度	審議会を開催せず。								"	119					大人券 10枚 3,600円・中人券 10枚 1,200円・小人券 10枚 550円
20.4.21	410	130	60	127.71	104.94	22.77	92.35	"	51~400	110	※2	※	6%	0.75	大人券 10枚 3,800円・中人券 10枚 1,200円・小人券 10枚 550円
20~24年度	審議会を開催せず。								-	-	-	-	-	-	"
26.4.16	440	150	60	112.34	107.31	5.03	20.6	51~100	1~350	105	※2	※		0.3	大人券 10枚 4,200円・中人券 10枚 1,400円・小人券 10枚 550円
26~31年度	審議会を開催せず。								-	-	-	-	-	-	"
31.10.1	450	150	60	103.48	102.27	1.21	5.3	51~100	1~250	115	※2	※	-	0.3	大人券 10枚 4,300円・中人券 10枚 1,400円・小人券 10枚 550円
R3.8.25	490	200	100	110.56	108.89	1.67	7.5	51~100	1~450	111	※2	※	10%	0.3	大人券 10枚 4,700円・中人券 10枚 1,900円・小人券 10枚 900円
R5.8.28	520	200	100	105.06	106.12	-1.06	-5.2	51~100	1~350	120	※2	※	10%	0.3	大人券 10枚 5,000円・中人券 10枚 1,900円・小人券 10枚 900円

※1 代燃分を最終的に含む ※2 上水道 青色申告

全国公衆浴場入浴料金統制額（令和6年10月28日現在）

No	都道府県名	施行年月日	入浴料金(円)						普通浴場数 (R6.3)
			大人		中人		小人		
			料金	(値上額)	料金	(値上額)	料金	(値上額)	
1	北海道	令和 6年 10月 1日	500	(10)	150	-	80	-	200
2	青森県	令和 5年 4月 10日	480	(30)	170	(20)	80	(20)	266
3	岩手県	令和 2年 4月 1日	480	(50)	170	(20)	80	(10)	12
4	宮城県	令和 5年 1月 1日	480	(50)	160	(20)	90	(10)	6
5	秋田県	平成 31年 1月 1日	460	(100)	130	-	90	-	13
6	山形県	平成 7年 4月 1日	300	-	120	-	80	-	0
7	福島県	平成 30年 4月 1日	450	(50)	150	-	90	-	9
8	茨城県	平成 10年 3月 1日	350	-	130	-	70	-	1
9	栃木県	令和 5年 2月 15日	460	(40)	200	(20)	100	(10)	8
10	群馬県	令和 5年 8月 1日	450	(50)	200	(20)	100	(20)	14
11	埼玉県	令和 6年 4月 1日	500	(20)	200	(20)	70	-	31
12	千葉県	令和 5年 12月 1日	500	(20)	170	-	70	-	34
13	東京都	令和 6年 8月 1日	550	(30)	200	-	100	-	443
14	神奈川県	令和 6年 2月 1日	530	(30)	200	-	100	-	112
15	新潟県	令和 5年 1月 1日	480	(40)	150	-	70	-	25
16	富山県	令和 5年 4月 1日	470	(30)	150	(10)	70	(10)	70
17	石川県	令和 5年 4月 1日	490	(30)	130	-	50	-	65
18	福井県	令和 6年 1月 1日	490	(40)	160	-	70	-	14
19	山梨県	令和 元年 12月 1日	430	(30)	170	-	70	-	22
20	長野県	令和 6年 4月 1日	500	(60)	170	(20)	80	(10)	31
21	岐阜県	令和 5年 4月 1日	500	(40)	180	(20)	100	(20)	17
22	静岡県	令和 5年 10月 1日	490	(40)	200	(20)	100	(10)	9
23	愛知県	令和 5年 4月 1日	500	(40)	180	(30)	100	(30)	64
24	三重県	令和 5年 4月 1日	470	(30)	150	-	70	-	19
25	滋賀県	令和 5年 5月 1日	490	(40)	150	-	100	-	15
26	京都府	令和 6年 10月 1日	510	(20)	160	(10)	60	-	132
27	大阪府	令和 5年 8月 28日	520	(30)	200	-	100	-	381
28	兵庫県	令和 5年 2月 1日	490	(40)	180	(20)	80	(20)	143
29	奈良県	令和 5年 10月 1日	480	(40)	200	(40)	100	(20)	19
30	和歌山県	令和 6年 4月 1日	490	(50)	170	(20)	100	(20)	26
31	鳥取県	令和 3年 4月 1日	450	(50)	150	-	80	-	16
32	島根県	令和 5年 5月 1日	430	(80)	160	(30)	90	(20)	1
33	岡山県	令和 4年 12月 1日	450	(20)	200	(40)	100	(30)	11
34	広島県	令和 4年 11月 1日	480	(30)	200	-	100	-	42
35	山口県	令和 4年 5月 1日	450	(30)	160	(10)	80	-	16
36	徳島県	令和 5年 1月 1日	450	(50)	150	-	70	-	23
37	香川県	令和 5年 10月 1日	450	(50)	150	-	60	-	16
38	愛媛県	令和 5年 4月 1日	450	(50)	150	-	60	-	26
39	高知県	令和 5年 10月 1日	450	(50)	150	-	60	-	7
40	福岡県	令和 5年 4月 1日	480	(30)	200	(20)	100	(30)	28
41	佐賀県	令和 6年 3月 1日	450	(170)	150	(20)	100	(20)	1
42	長崎県	令和 5年 4月 1日	400	(50)	150	-	80	-	13
43	熊本県	令和 4年 11月 1日	450	(50)	150	-	80	-	59
44	大分県	令和 4年 12月 27日	430	(50)	160	(10)	80	(10)	126
45	宮崎県	平成 20年 2月 1日	350	-	130	-	60	-	9
46	鹿児島県	令和 5年 12月 25日	460	(40)	150	-	80	-	251
47	沖縄県	平成 18年 2月 11日	370	-	170	-	100	-	1

令和5年8月8日

大阪府知事 吉村 洋文 様

大阪府公衆浴場入浴料金審議会
会長 水野 一郎



公衆浴場入浴料金改定の要否等について（答申）

令和5年3月29日付け環衛第2451号をもって諮問のあった、現行の公衆浴場入浴料金改定の要否等について、別紙のとおり結論を得たので答申する。

今回実施した公衆浴場基礎調査によると、1施設当たりの1日平均利用者数は前回料金改定時の調査より増加しているが、営業費用について、近年の消費者物価や賃金の上昇に加え重油やガスの燃料費の高騰により大幅に増加しており、公衆浴場の経営を大変厳しくしている。

本審議会としては、公衆浴場基礎調査結果に基づき、前回同様、総括原価方式の考え方をもとに経営内容を分析し、入浴料金の改定の要否及び金額の算出を実施した。燃料費は、政府支援により、重油価格は高止まりで推移し、ガス料金及び電気料金は令和5年1月をピークに低下している状況である。今後の政府支援や国際情勢などによる燃料価格への影響を見通すことは困難であるため、直近の価格をもとに算定することとした。

公衆浴場入浴料金については、算定の結果、現行より20円又は30円の引上げが必要となるが、消費者物価は下落する状況になく、人件費の確保も必要であることから30円の引上げを行うことが妥当との結論に至った。

現下の公衆浴場の厳しい経営状況に鑑み、大阪府におかれては、料金改定の手続きを速やかに実施するよう申し添える。

大人	520円（現行490円）
中人	200円（据置き）
小人	100円（据置き）

算定の根拠は別表のとおりである。

なお、今回の料金改定にあたり、次の意見を付記する。

公衆浴場は、地域住民の健康増進やコミュニティ形成など地域に密着した施設であることに鑑み、行政関係者には公衆浴場が地域に貢献できるよう施策の充実を望みたい。また、今後、燃料費等が急激に高騰した場合には、全国的な課題であることから、国に対し、補助金等の支援策の実施を要望されたい。

改定の上限額（大人入浴料金） 算定根拠

別 表

令和3年標準公衆浴場38施設（個人27施設、法人11施設）の1浴場平均

現行料金	大人490円 中人200円 小人100円
年間営業日数	312日
入浴者割合	大人93% 中人4% 小人3%
1日平均利用者数	120人*

*17,251,980円(年間入浴料金収入)
 ÷312日(年間営業日数)
 =460円(1日あたりの入浴料金、450円×9ヵ月
 +490円×3ヵ月)

	科目	令和3年実績(円)	令和5年推定(円)	備考(算定基礎)
1	年間入浴料金収入	17,251,980	17,251,980	
2	営業外収入	1,291,712	1,291,712	
3	営業外収入の 収益(A)	322,928	322,928	営業外収入の25%(R3年調査)

営 業 費 用	4	人件費	3,756,104	5,820,111 ^{**}	** (3,756,104円(R3年調査人件費)×38施設 +245万円(個人事業主人件費)×27施設) ÷38施設×1.0588(賃上げ率)
	5	水道料	901,371	901,371	
	6	燃料費	2,716,918	3,029,791	重油15.2%増 ガス13.2%増
	7	電気料	2,078,701	1,762,738	電気料金15.2%減
	8	借地借家料	1,330,558	1,398,416	大阪市消費者物価指数5.1%増
	9	消耗品費	662,538	696,327	大阪市消費者物価指数5.1%増
	10	保険料	237,546	237,546	
	11	旅行通信費	187,588	197,155	大阪市消費者物価指数5.1%増
	12	会費交際費	99,591	104,670	大阪市消費者物価指数5.1%増
	13	減価償却費	1,269,266	1,269,266	
	14	修繕費	1,202,781	1,264,123	大阪市消費者物価指数5.1%増
	15	公租公課	998,228	998,228	
	16	支払利子	70,082	70,082	
	17	雑費	1,121,801	1,179,013	大阪市消費者物価指数5.1%増
そ の 他	18	建物再調達費	327,356	327,356	建物(附属物含む)帳簿価格(R3年調査)の5%
19	資本報酬	342,312	342,312	資本金(R3年調査)の10%	
支出合計(B)		17,302,741	19,598,505		

1日あたりの営業費用(C) (支出合計(B)-営業外収入の収益(A)) ÷年間営業日数(312日)	61,781円
1日大人1人あたりの入浴料金(D) (C)÷120人	514.8円
現行料金との差額 (D)-490円	24.8円

大阪府内賃金改定状況

妥結額対前年比較(加重平均)

(前年・今年ともに妥結額が明らかな474組合における比較)

年	妥結額(円)		賃上げ率(%)	
	金額	対前年比 【増減率(%)】	賃上げ率(%)	対前年比 【ポイント】
5	10,115	4371 【43.2%】	3.65	1.13
6	14,486		4.78	

(参考)妥結額・賃上げ率の年次推移

(妥結額や平均賃金、組合員数が明らかな組合全体の集計の推移)

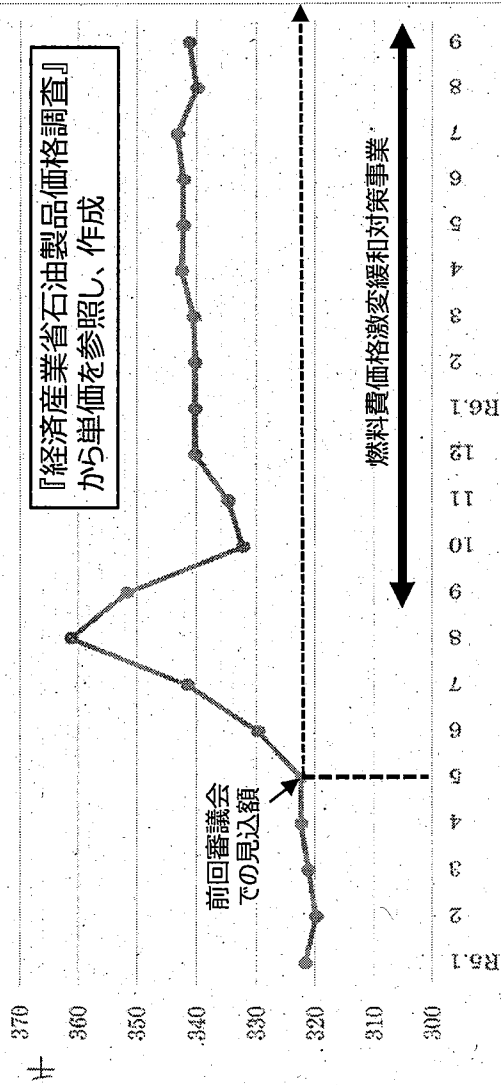
年	妥結額		賃上げ率	
	金額 (円)	前年との差 (円)	率 (%)	前年との差 (ポイント)
30	6,463	+998	2.18	+0.29
元	6,201	-262	2.11	-0.07
2	5,950	-251	1.99	-0.12
3	5,422	-528	1.83	-0.16
4	5,967	545	2.00	-0.17
5	10,115	4,148	3.65	1.65
6	14,486	4,371	4.78	1.13

令和6年春季賃上げ妥結状況(最終報、詳細分析報告)(大阪府総合労働事務所より)

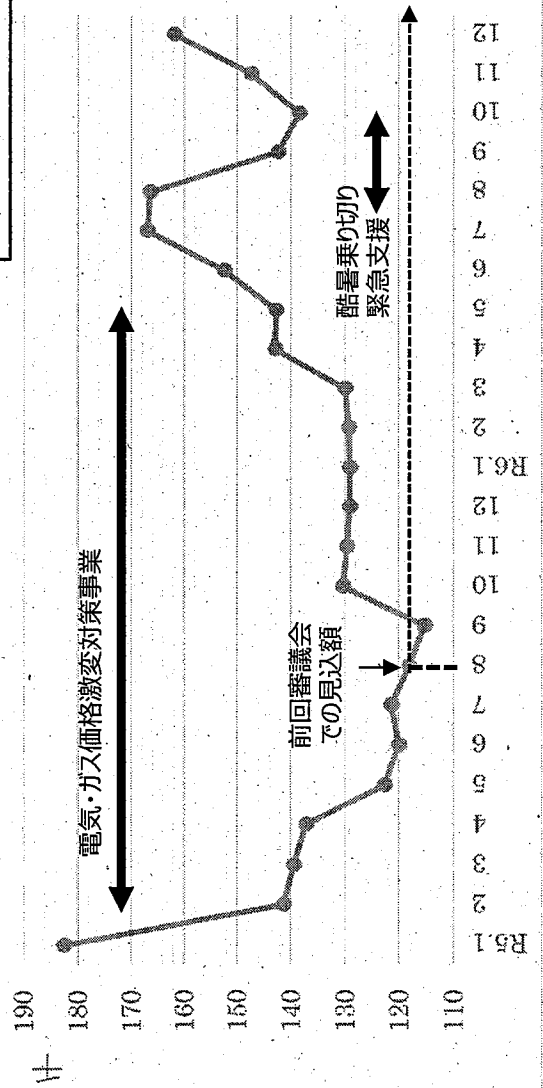
近年のA重油、ガス、電気料金の推移

●各燃料（重油、ガス）及び電気における月当たり経費の仮試算

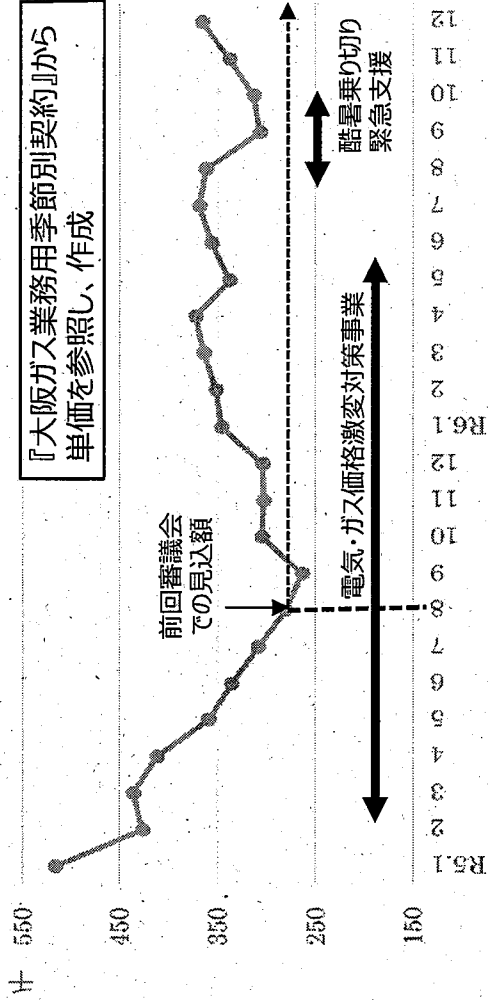
重油(3KL/月)



電気(6,000kW/月)



ガス(3,000m³/月)



それぞれ、以下の条件のもと、月当たりのかかる経費を試算

重油：月当たり3KL使用（A重油・小型ローリー）

ガス：月当たり3000m³使用（業務用季節別契約）

電気：月当たり6000KW使用（従量電灯Bと低電圧（上限なし）の平均）

※ 経産省石油製品価格調査、大阪ガス、関西電力の各エネルギー単価等から参照

2020年基準 大阪市消費者物価指数 2023年(令和5年)平均

1 年平均の概況

- (1) 総合指数は105.3となった。
前年比は3.4%の上昇(2年連続)となった。
- (2) 生鮮食品を除く総合指数は104.9となった。
前年比は3.2%の上昇(2年連続)となった。
- (3) 生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は104.9となった。
前年比は4.4%の上昇(2年連続)となった。

表1 総合、生鮮食品を除く総合、生鮮食品及びエネルギーを除く総合の指数、年平均前年比
2020年(令和2年)=100

		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
総合	指数	98.1	99.1	99.0	98.9	99.6	100.1	100.0	99.4	101.9	105.3
	前年比(%)	2.4	1.0	-0.1	-0.1	0.7	0.5	-0.1	-0.6	2.5	3.4
生鮮食品を除く総合	指数	98.8	99.6	99.3	99.1	99.6	100.3	100.0	99.5	101.7	104.9
	前年比(%)	2.3	0.8	-0.3	-0.2	0.5	0.7	-0.3	-0.5	2.2	3.2
生鮮食品及びエネルギーを除く総合	指数	—	99.1	99.5	99.1	99.5	100.2	100.0	99.4	100.5	104.9
	前年比(%)	—	—	0.4	-0.3	0.3	0.7	-0.2	-0.6	1.1	4.4

図1 年平均指数の動き

2020年(令和2年)=100

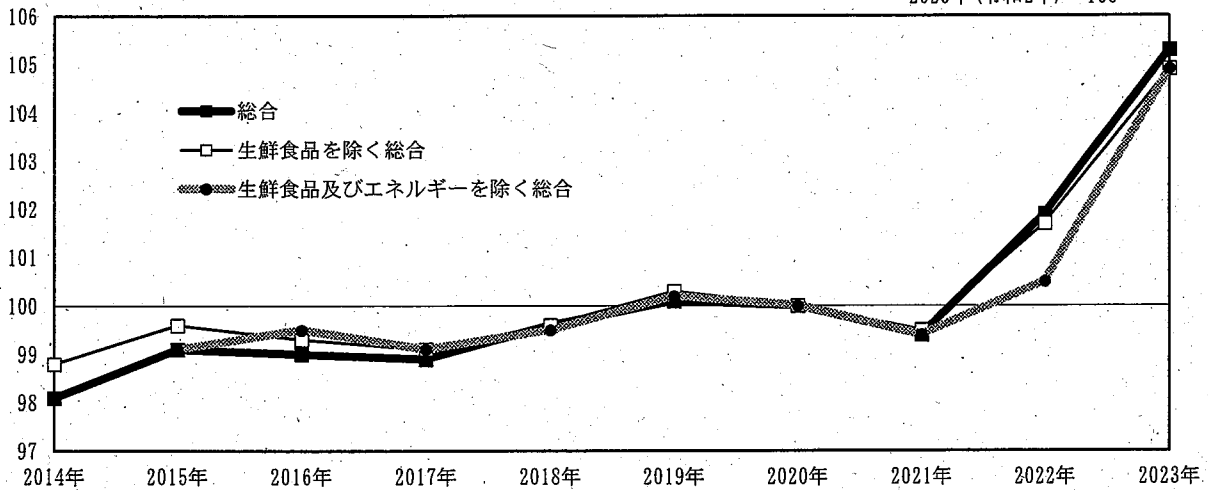
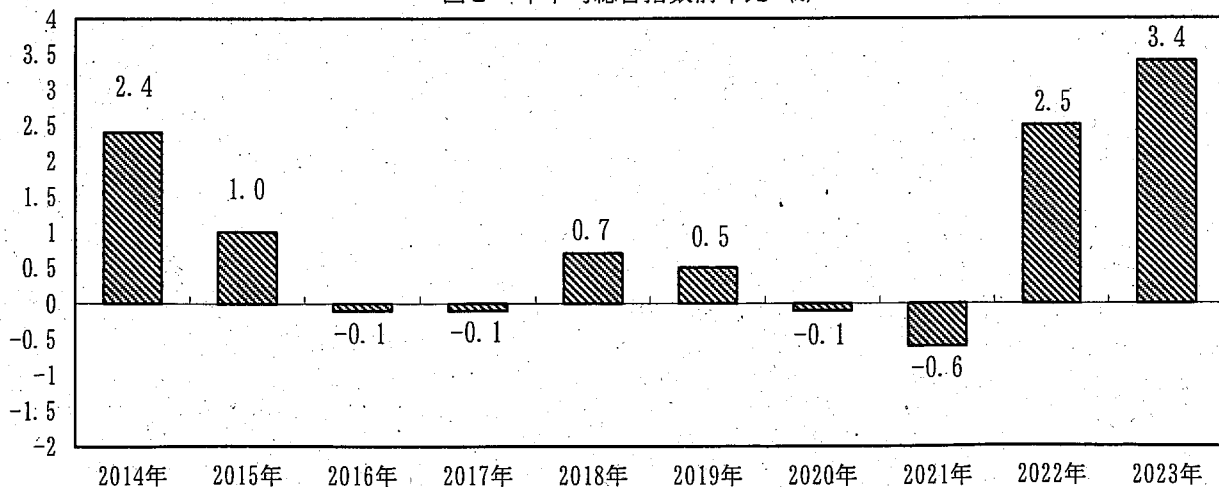


図2 年平均総合指数前年比 (%)



2020年基準 大阪市消費者物価指数 2024年(令和6年)10月速報

1 概況

- (1) 総合指数は109.5となった。
前月比は0.9%の上昇となった。前年同月比は3.0%の上昇(33か月連続)となった。
- (2) 生鮮食品を除く総合指数は108.6となった。
前月比は0.7%の上昇となった。前年同月比は2.9%の上昇(33か月連続)となった。
- (3) 生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は108.7となった。
前月比は0.7%の上昇となった。前年同月比は2.9%の上昇(31か月連続)となった。

表1 総合、生鮮食品を除く総合、生鮮食品及びエネルギーを除く総合の指数、前月比及び前年同月比
2020年(令和2年)=100

		2023年			2024年									
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
総合	指数	106.3	106.3	106.0	106.6	106.7	106.9	107.3	107.8	107.9	108.4	109.1	108.5	109.5
	前月比(%)	0.4	0.0	-0.2	0.5	0.1	0.3	0.4	0.5	0.1	0.5	0.6	-0.5	0.9
	前年同月比(%)	3.0	2.2	1.7	1.7	2.6	2.4	2.2	2.7	3.0	2.9	3.3	2.6	3.0
生鮮食品を除く総合	指数	105.5	105.7	105.6	106.1	106.3	106.5	106.7	107.2	107.4	108.1	108.6	107.8	108.6
	前月比(%)	0.2	0.2	-0.1	0.5	0.2	0.2	0.2	0.4	0.2	0.6	0.5	-0.8	0.7
	前年同月比(%)	2.6	1.8	1.4	1.6	2.6	2.3	1.9	2.5	2.7	2.7	3.1	2.4	2.9
生鮮食品及びエネルギーを除く総合	指数	105.6	105.8	105.7	106.3	106.5	106.7	106.8	107.0	106.9	107.4	108.0	107.9	108.7
	前月比(%)	-0.4	0.2	-0.1	0.5	0.2	0.2	0.2	0.2	-0.1	0.4	0.6	0.0	0.7
	前年同月比(%)	4.1	3.3	3.0	3.4	3.2	2.8	2.2	2.1	1.9	1.5	1.8	1.8	2.9

2024年10月は速報値

図1 指数の動き

2020年(令和2年)=100

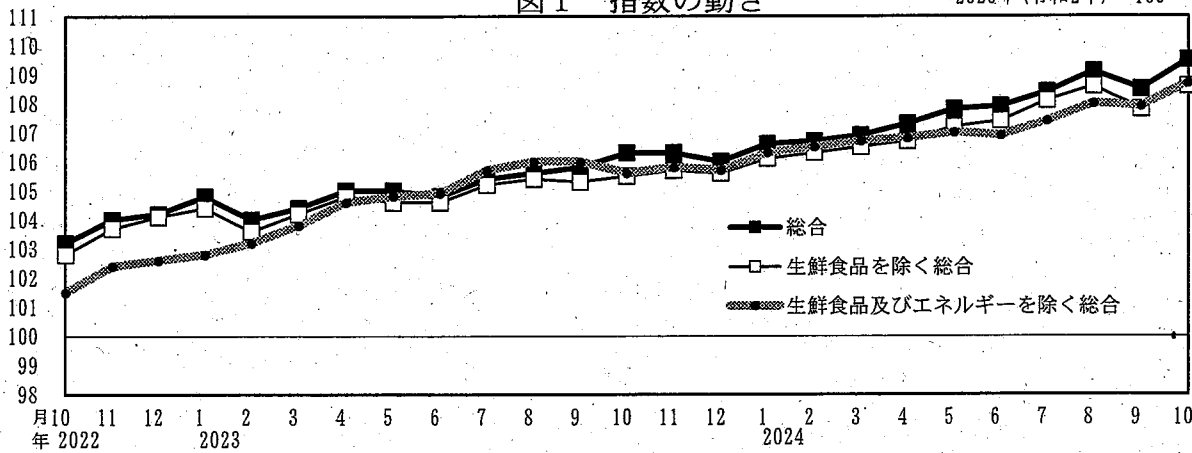
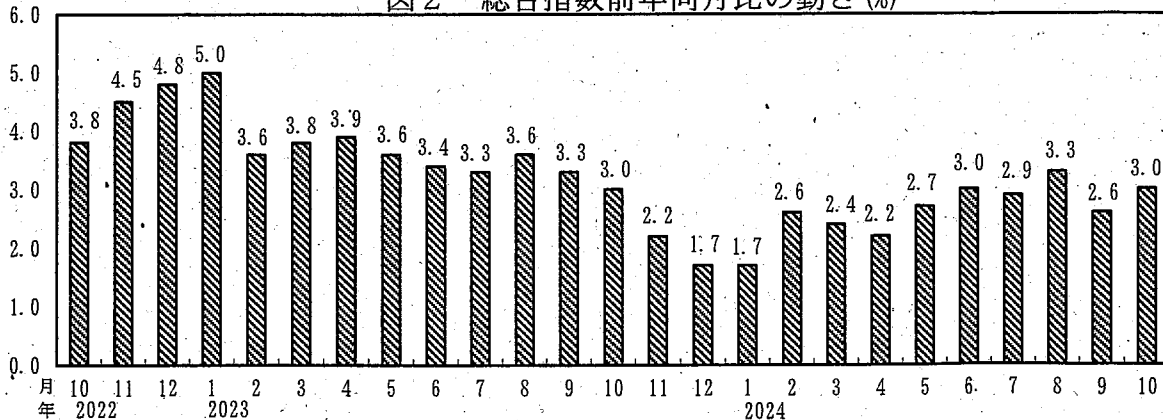


図2 総合指数前年同月比の動き(%)



大阪府域公衆浴場業助成状況調査結果(令和6年度調査)

1 高齢者対策事業(6市)

高齢者向けに低料金(無料~300円)での入浴を行っている浴場または浴場組合に対する補助

大阪市・豊中市・池田市・泉大津市・摂津市・東大阪市

2 公衆浴場衛生対策事業(府・3市)

基幹設備の整備改善を行う浴場に対する補助

大阪府・大阪市・堺市・岸和田市

3 ふれあい事業(2市)

地域の交流を図るため次の事業を行う浴場に対する補助

①小学生以下の子どもを伴う市内在住者に低料金(2名分400円)での入浴を実施

②小学生以下に無料入浴を実施

①池田市②摂津市

4 公衆浴場相互交流活性化事業(1市)

公衆浴場の活性化及び公衆浴場を拠点とした住民等相互交流の促進を目的として実施する事業に対する補助

大阪市

5 公衆浴場業生活衛生同業組合支部運営補助事業(1市)

公衆浴場業組合の活動を支援し、公衆浴場の確保を図るため浴場組合に対する補助

泉大津市

6 固定資産税の減免措置(29市町)

固定資産税の2/3を減免措置(大阪府は1/3)

大阪市・堺市・岸和田市・豊中市・池田市・吹田市・泉大津市・高槻市・貝塚市・守口市・枚方市・茨木市・八尾市・泉佐野市・富田林市・寝屋川市・河内長野市・松原市・大東市・和泉市・柏原市・羽曳野市・門真市・摂津市・高石市・藤井寺市・東大阪市・泉南市・忠岡町

7 上水道低料金設定(34市町)

(※対象となる公衆浴場がなくなったため、低料金設定を廃止している市町村もある。)

大阪市・堺市・岸和田市・豊中市・池田市・吹田市・泉大津市・高槻市・貝塚市・守口市・枚方市・茨木市(減免)・八尾市・富田林市・寝屋川市・松原市・大東市・和泉市・箕面市・柏原市・羽曳野市・門真市・摂津市・高石市・藤井寺市・東大阪市・泉南市・四條畷市・交野市・阪南市・島本町・忠岡町・岬町・太子町

8 下水道低料金設定(33市町)

(※対象となる公衆浴場がなくなったため、低料金設定を廃止している市町村もある。)

大阪市・堺市・岸和田市・豊中市・池田市・吹田市・泉大津市・高槻市・貝塚市・守口市・枚方市・茨木市・八尾市・富田林市・寝屋川市・河内長野市・松原市・大東市・和泉市・箕面市・柏原市・羽曳野市・門真市・摂津市・高石市・藤井寺市・東大阪市・泉南市・四條畷市・交野市・阪南市・島本町・忠岡町